

生田清氏抽出史料を読み直す

―『製鉄関係書翰』に引用された近藤家文書―

山内美緒

はじめに

本稿は、当館が平成一〇年から「一時預かり」¹している近藤家文書（日野郡日野町）のうち、明治一八（一八八五）年から二〇年までの製鉄改良に関する書簡二七通²を翻刻して紹介するものである。

近藤家文書は、従来「文書の量は膨大なものが伝来し、明治期のものを含めて数千点と推定される」と認識されてきたが、その全貌は定かではなかった。しかし、当館での整理・目録化によって、八三〇余点の資料が存在することが明らかになった。³ただし、書簡等は数十通を一点として数えている場合があるので、実際の点数は、一〇万点を

軽く超えるのではないかと推察されている。現在、これらの文書群は文書箱（二八二箱）、文書筆筒（四種）、行李（一二個）、木箱（二三箱）、帳簿（八括）に分納されて当館書庫に保管されている。

筆者は、平成二二年四月より同文書群のいわゆる「棚卸し」作業に従事しているが、その際に「重要書類」と表書された「産鉄改良にかかる近藤喜八郎往復書簡集 写」（以下「書簡集」）（資料番号七四二〇）に接する機会を得た。「書簡集」は、郷土史研究者であった生田清氏が、昭和三九、四〇年頃に近藤家文書の一部を抽出して、翻刻したものである。因みに、「書簡集」に利用された原文書は、「重要書類明治十九年頃小花冬吉杉村次郎氏との往復文書 生田清記」

と表書きされた茶封筒に一括される。この中に、書簡二七通（資料番号四九九四～四九五二）が同封されている。

筆者が目指すのは、「書簡集」に導かれながら、まず生田氏が抽出した原文書（書簡二七通）に改めて当たり、再度翻刻作業を試みることである。

一 「書簡集」の概要と生田氏の略歴

「書簡集」を読み進めていくうちに、重要な史料であることが筆者にも徐々に分かってきた。第一に、全国有数の鉄山師・近藤家が、明治一四（一八八一）年からのデフレ不況と洋鉄輸入による危機的状況を打破するために、大量の資金を投入して技術改良を行うか、廃業するかの岐路に立たされていた時期のものであること。第二に、たたら製鉄における技術改良の変遷を追うことができること。第三に、中央政府（官）と近藤家等の鉄山経営者（民）とのやりとりを窺うことが出来ること、である。その重要性については、「書簡集」を底本とする『製鉄関係書翰』（後述）を引用した論考⁴の存在によっても明らかである。

「書簡集」は、一三行の半野紙四三丁からなるもので、表紙はなく紐で綴じられる。筆耕には、ブルーブラックインクの万年筆が利用されている。史料点数は二三点で、各

史料の文頭には、史料番号・表題・作成年月日が記されている。書簡という性格上、作成「年」が略されているものがあるが、これらについては、筆耕者である生田氏の推測により年号が付与されている。それによれば、書簡は、明治一八年一月から明治二〇年一月までに作成されたものとなる。なお、史料番号には推敲した痕跡がみられるので、一先ず筆耕した後、年代順に史料を並べ替えて綴ったことが分かる。

筆耕者である生田清氏（一九一四―一九九一）⁵について紹介しておく。「中庸」と自称された同氏は、米子市出身の県立高校教員、郷土史研究者である。東京帝国大学文学部を卒業後、帝国図書館嘱託となり、昭和二三（一九四八）年に米子へ戻り教員となった。教員時代には、「伯耆文化研究会」を創設するなど研究者としての活動も精力的に行っている。初期の研究対象は、部落解放史であったようだが、昭和三八年に伯耆文化研究会で講演した「鳥取県のみならず製鉄と鉄山秘書の著者下原重仲について」を契機に、研究対象はたたら製鉄へと移行している。この頃には、すでに近藤家文書との出会いがあったようだが、講演を行った昭和三八年一月に鳥取県史の編纂専門員に委嘱されたからは、本格的に近藤家文書と係わるようになっていった。「書簡集」はこの時期に作成されたもので、生田氏は、こ

れを底本にして『製鉄関係書翰』と題する謄写版刷の印刷物を作製し、関係者に配布している。

筆者が「書簡集」を底本にしたと考える根拠は、両者の内容が酷似していることと、「書簡集」で「不要」と記されている部分が、『製鉄関係書翰』からは脱落しているように、編集上の意図が明らかに認められるからである。

次に「書簡集」の概要についてみていきたい。

書簡の受・発信は、主に近藤喜八郎宛の書簡と近藤喜八郎が発信した書簡の控や草稿である。それ以外は、鳥取県や日野郡役所からの通達、近藤家使用人である窪田柳七郎が近藤喜八郎や先代喜兵衛（「大主人」と記載）に宛てた書簡がある。

内容は、二つに大別することができる。一つは、喜八郎によるたたら製鉄の合理化に着手するための情報収集であり、もう一つは、砂鉄採取に関する陳情及び中央政府の意向を探るものである。

合理化の基本方針は、人件費のかかる鑪（吹子）を廃し、水力送風器を導入することであった。明治二六、一七年頃の松方デフレによる不況は、たたら製鉄にも及んだ。大幅な経営の見直しを迫られた近藤家は、工部省から広島県官営鉱山落合作業所（三次郡上布野村、以下落合作業所）に派遣されていた小花冬吉に相談をした。具体的には、落合

作業所への視察願であり、精錬工程（大鍛冶）において、水車を動力とする錠を用いるか、より高価な汽錠（蒸気錠）を用いるかを探ることであった。実際に職人を落合作業所へ派遣して技術改良に挑んでいる。その合理化策の集大成が、福岡山製鉄所の建設であった。

一方の砂鉄採取に関しては、明治期のみならず、近世以来争論の対象であった。書簡群から確認できるのは、明治一九年一月一七日付〔史料13〕が初見であり、明治二〇年二月一七日〔史料25〕までみられる。この件について喜八郎は、小花と多少のやりとりをしているが、中心となったのは、工部省技師の杉村次郎であった。これに関しては、杉村と直接面会した窪田との書簡が残存している。

二 「書簡集」の疑問点

作業手順として、まず原文書の書簡二七通を改めて翻刻してみた。その結果、次のような状況が生まれた。(1) 生田氏が翻刻しなかった史料が新たに四点確認されたこと、(2) 改めて翻刻するにあたり、誤字・脱字が認められたこと、(3) 生田氏が推測した年代について疑義を感じたこと、である。特に(3)の点については、二つの例を挙げておきたい。

本稿翻刻史料における比較一覧表（太枠部分は生田清氏「書簡集」に基づく）

翻刻番号	生田の推定年	原文書の記載年代	山内による推測年月日	山内による史料配列順	推測の根拠	史料名*2 差出→宛名*3・4	備考
1	明治18年	(年未記載) 11月27日	明治18年	3	史料11, 12に関連	戸工装置詳細教示願 近藤喜八郎→林(實)	継紙
2	—*5	18年12月20日	—	5	—	小花出張につき承諾 広島県令千田貞暁→鳥取県小書記宮家原汎愛	戸長役場10行全野紙写
3	—	18年12月24日	—	6	—	通達 鳥取県日野郡役所→根雨宿外拾七村戸長役場	戸長役場10行全野紙写
4	—	18年12月25日	—	7	—	通達 根雨宿外拾七村戸長役場→近藤喜八郎	戸長役場10行全野紙
5	明治19年	(年未記載) 1月12日	明治19年	8	史料1に関連	落合鉦現況・雪につき中断 林實→近藤喜八郎	継紙
6	明治19年	(年未記載) 2月15日	明治19年	10	史料1, 5に関連	煉鉄機械成果について教示願 近藤喜八郎→林實	継紙・封筒 落合作業所から投函*6
7	明治19年	(年未記載) 2月18日	明治19年	11	史料1, 5, 6に関連	洋風水輪について照会 近藤喜八郎→小花冬吉	継紙
8	明治19年	(年未記載) 6月7日	明治19年	12	史料1, 5～7に関連	落合鉦困難につき 小花冬吉→近藤喜八郎	継紙・封筒 東京から投函*7
9	明治19年	(年未記載) 6月27日	明治18年 ～19年か	13	本史料のみでは推測不能	来泉願 近藤喜八郎→小花冬吉	継紙・封筒
10	明治19年	(年未記載) 7月29日	明治19年	14	端裏書	落合鉦視察出張命令 近藤喜兵衛・喜八郎→高木宗太郎	継紙・封筒 東京から投函
11	明治19年	(年未記載) 8月15日	明治18年	1	「小生か昨年当地へ参」	当分近藤鉱山へは出張不可 小花冬吉→近藤喜八郎	継紙・封筒 落合作業所から投函
12	明治19年	(年未記載) 9月3日	明治18年	2	史料11の返書	近藤家戸御来臨願 近藤喜八郎→小花冬吉	10行全野紙 落合作業所から投函
13	明治19年	(年未記載) 11月17日	明治19年	15	封筒消印	砂鉄洗採に関して 小花冬吉→近藤喜八郎	継紙・封筒2通あり
14	明治19年	(年未記載) 11月23日	明治19年	16	封筒消印	砂鉄洗採の件杉村技師面会案 小花冬吉→近藤喜八郎	12行全野紙・封筒
15	明治19年	(年未記載) 12月20日	明治19年	17	史料13, 14に関連	杉村技師への取り次ぎ 植原忠昭→窪田柳七郎	10行全野紙

16	-	明治19年 12月	-	19	-	岡山県下湯水の件 近藤喜八郎→	13行金罫紙
17	明治19年 12月21日	明治19年	史料13～15に關連	18	史料13～15に關連	杉村次郎→近藤喜八郎 杉村次郎→近藤喜八郎 杉村と面会での風聞	13行金罫紙 業書 東京から投函
18	明治19年 12月31日	明治17年～ 明治20年	消印形 (大型押太印使用時期) *8	25	史料13～15、17、20に關連	小花冬吉→近藤喜八郎	13行金罫紙
19	明治20年 1月2日	明治20年	史料13～15、17に關連	21	史料13～15、17、20に關連	近藤喜八郎→杉村次郎 日本鉱業会日誌広告掲載の件	13行金罫紙
20	明治20年 1月1日	明治20年	史料13～15、17に關連	20	史料13～15、17、19、20に關連	近藤喜八郎→杉村次郎 風車発注・フランス坑法について	13行金罫紙
21	明治20年 1月21日	明治20年	史料13～15、17、19、20に關連	22	史料13～15、17、19、20に關連	杉村次郎→近藤喜八郎	10行金罫紙
22	明治20年 年月日未記載	明治20年 2月	史料13～15、17、19、20に關連 近藤喜八郎の件(史料10の部) 近藤喜八郎の件(史料11の部) 近藤喜八郎の件(史料12の部)	24	史料13～15、17、19、20に關連 近藤喜八郎の件(史料10の部) 近藤喜八郎の件(史料11の部) 近藤喜八郎の件(史料12の部)	洋風水輪好結果につき 小花冬吉→近藤喜八郎 小花への書簡について	縦紙・封筒
23	明治20年 1月29日	明治19年	史料1と關連	9	史料1と關連	近藤喜八郎→近藤喜八郎	縦紙
	未収録	(年未記載) 2月27日	端裏書	4	端裏書	近藤喜八郎→杉村次郎 近藤喜八郎→杉村次郎	縦紙
	未収録	(年未記載) 2月17日	本史料のみでは推測不能	23	端裏書	近藤喜八郎→杉村次郎 近藤喜八郎→杉村次郎	縦紙
	未収録	(年未記載) 11月27日	?	26	本史料のみでは推測不能	近藤喜八郎→杉村次郎 近藤喜八郎→杉村次郎	縦紙
	未収録	明治19年6月8日	-	27	-	近藤喜八郎→杉村次郎 近藤喜八郎→杉村次郎	縦紙

注：
*1 番号1～23については、生田清氏「書簡集」に筆耕されている順番である。番号を付与していない史料は、「書簡集」に未収録。
*2 表中「史料名」は、筆者(山内)が作成。
*3 表中「宛名」の数は省略した。
*4 表中「宛名」の()は筆者による推測。
*5 表中「-」は、文書中に年代表記があるもの。
*6 落合から投函された書簡は、消印が日付のみ。
*7 東京から投函された書簡は、消印の書式で年代推測が可能。
*8 山崎好是著「郵便消印百科事典」(株式会社鳴美、2007年)参照。なお、消印が不鮮明。

一点目は、「史料11」、「史料12」である。「史料11」の書簡中に「小生(小花冬吉を指す―山内注)が昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年(傍線部h)とある。小花が工部省から落合作業所に派遣されたのは、明治一七年五月のことであるから、「史料11」は、明治一八年八月一五日に作成されたものとなる。さらに小花は「過る十日附」つまり八月一〇日に書簡を認めたが受け取ったか、と尋ねている。この点に関して近藤喜八郎は「史料12」で、「客月十六日御認メ之御投書」と言っており、また「其前十日御発之郵報御書面(傍線部i)について触れていることから、「史料12」は「史料11」の返書であり、明治一八年に作成されたと推察される。

一点目は、「史料23」についてである。「史料23」の書簡中に「粘柔鑄鉄ナルモノヲ製造仕候処、殊之外好結果を奏候ニ付、該説明ハ鉱業会誌へ掲載(傍線部j)とある。これは、明治一九年二月二七日刊行の『日本鉱業会誌』一二号に掲載された報告(「粘柔鑄鉄試験ノ好果」と考えられる。また、「去歲御入込之節、貴地へ実地点検之為参上可仕由(傍線部k)、「猶老人先日東京より助手(傍線部l)、「去秋小生出広之際に、勝瀬君態々御来訪(傍線部m)の部分であるが、傍線部kは具体的に「史料」2・3・4つまり小花が近藤家へ出張する通達を指していると

思われる。傍線部iは「おそらく「史料5」中の傍線部b「技手黒田正暉」である可能性が高い。傍線部mについては、同じく「史料5」傍線部aに「曩般御賢子御来趾相成候処、生憎技術小花土出広ニシテ」とあり、符合していると思われる。さらに「史料7」の「客月(一月―山内注)下旬(傍線部d)に小花から書簡があったことを指し、傍線部eの鉱業会誌についても「史料23」を受けて言っていると考えられる。また、黒田来場(傍線部f)や「男八郎治(傍線部g)は一連の流れとして捉えられる。よって、「史料23」は、明治一九年一月二九日のものであると推測される。

以上のように年代を推測した上で作成したのが、七二・七三頁の表である。これを見れば、生田氏が推測した年代について明らかな齟齬が生じていることが分かる。

おわりに

生田清氏は、近藤家文書から製鉄改良関係の書簡を抽出し、筆耕を行った上で若干の編集を加え『製鉄関係書翰』を刊行した。それは、関係者に配布され、研究者が引用史料に利用してきた。

しかし、原文書(書簡二七通)を精査すると、さまざま

な問題が生じてきた。一番大きな問題は、書簡の年代推定にあたって、明確な根拠が示されていないことである。さらに一例を挙げれば、近藤喜八郎と落合作業所とのやりとりの初見は、明治一八年一月二七日〔史料1〕とされるが、同年八月一五日まで遡れる可能性が出てくる。

繰り返しとなるが、本稿の主たる目的は「書簡集」のものである生田氏抽出の書簡二七通を再度解説・翻刻することにある。その上で、さらに近藤家文書から関連史料を新たに抽出することができれば、当該時期の研究は、さらなる広がりを見せるのではないかと考えている。

註

(1) 資料保存機関が個人等の所蔵する資料を受ける場合は、寄贈もしくは寄託契約を行うことが通常である。近藤家文書を「一時預かり」という契約にしたのは、柔軟な扱いにすることで、同文書が理想的な状態で後世に引き継がれることを考慮したからである。

(2) 総点数は二七通であるが、封筒のみの一点は翻刻していない。

(3) 『鳥取県史編纂余録』(一九八二年)一一八頁

(4) 文書の整理・目録方法、概要については、安藤文雄「目録作りの楽しみ―近藤家文書を中心に―」(『鳥取県立公文書館研究紀要』第二号、二〇〇六年)に詳しい。

凡例

一 翻刻は、生田清氏「書簡集」に筆耕されている順番の通りに行った。なお、「書簡集」所収されていない史料に関しては、筆者(山内)の推測による年代の順番で翻刻した。

二 翻刻文は、筆者の判断により適宜、読点および並列点を付けた。

三 明らかな誤字・当て字は、推測の上、右傍に()を付け、正字を記した。

四 繰り返し文字は、ひらがなには(・・・)を、カタカナには(、、)を付けた。なお、「全」は、「同」に改めた。

五 固有名詞以外の俗字・異体字は正字に改めた。変体仮名は現行のひらがなに直した。カタカナの合字は、現行の表記に直した。

六 改行は原文と一致しない。

七 史料解説にあたって、不明な部分は()とした。

八 史料文中の傍線部およびそれに併記したアルファベットは、筆者が付けた。

(5) 向井義郎「官宮広島鉱山とその経営」(たたら研究会編『日本製鉄史論』一九七〇年所収)、加地至「明治期中国地方の在来製鉄業における動力過程」(『たたら研究』第四三号、二〇〇三年)、影山猛「近藤家事業の軌跡」(3)『「伯爵文化研究」第一〇号、二〇〇八年)など。

(6) 受・発信者各々の名前が表題として付与されている。

(7) 生田氏の研究活動・年譜については、生田清遺稿集編集委員会編『生田清遺稿集』(一九九三年)に詳しい。

(8) 米子市立図書館蔵。なお同館所蔵のものには、「近藤林業」の受領印が押印されているので、生田氏が近藤家に寄贈したものであろう。

(9) 福岡山鉄山に関しては、影山猛「明治中期の鉄山経営―近藤家鍾手代の何書より―」(『たたら研究』第四〇号、二〇〇〇年)に詳しい。

(10) 『史料25』は、「書簡集」未収録。

(11) 『広島県史』近代現代資料編Ⅱ(二四三頁)に、明治一七年五月に「広島県御用係兼務」に任じられたと注記される。

翻刻文

〔史料1〕

〔端裏書〕林氏書状ひかへ 十一月三十日

時下寒氣之候、貴台御揃御安祥御座被成、欣抔奉雀躍候、随而小恙無異乍憚御放慮可被降候、寔ニ貴地御工場改良之義ニ付候而者、忝も為代理者出頭仕、万々御配置被下候段奉謝候、儲、過般二男八郎治義相伺候御、広嶋ニおゐて小花殿より拝承仕候へ者、鍛工物御装置被遊候趣、其他御構造器之拝観及実地設備為伺候、代人指出し度ト奉存候、願クハ、御装置済実地業向ニ係ル処ヲ伺候へ者、万事心得ニも相成可申候、此度小花殿工其辺呈書モ仕候得共、御多端之御事、彼是御手煩相借候段、恐縮之至ニ候、何卒貴台工願兼候得共、鍛工装置之御模様、是レハ水車仕掛ニテ煉鉄ニ使用スル機械ニ候哉、或ハ其主意具ニ御書中ヲ以大略御示し被下度、其外炉所御試験之成跡御洩し被下度、此御模様ニ寄改良、追々熟止之者、相選シ、為何度ト存候、如是随意之義ヲ不慮ニ二候候モ止ミナク次第、技長殿工御配意斗相借候義、不相済、且所も不顧、書中ヲ以懇願仕候、宜敷御報知奉願候、先後要用耳愚書ヲ呈候、恐懼謹白

十一月廿七日

林 様

近藤 喜八郎

鳥取県令代り

鳥取県小書記官 萩原汎愛殿

座下

○前主人様へ上書ス、小林氏ノ名前相忘レ申候、当夏ノ手控へ参照御調可被下候

〔史料3〕

根雨宿外拾七村

戸長役場

(1) 勝瀬八郎治。近藤喜八郎の次男で、明治一七年勝瀬家の養子となった。『日本鉱業会誌』に製鉄について論文を寄稿している(本稿註(5) 影山論文参照)。

〔史料2〕

貴県下産鉄改良之為、本県御用掛小花工部権少技長出張試験之義、工部省へ御照会相成候旨ニ有之、就テハ、本県ノ都合ヲ以テ同官派出ノ義差支無之候得者、其趣直ニ御回答及ベク旨、伊藤鉦山課長ヨリ照会有之候処、本県鉄山改良ノ義、未タ十分ノ成跡ヲ得ルニ至兼、現今専ラ試験中ニ有之候間、此場合操合難致候得共、尚、其都合ヲ以テ御請求ニ応し候心得ニ有之、何分之義、追テ御通知可致候条、右様御承知有之度、此段及御回答候也

十八年十二月廿日

広島県令 千田貞暁

〔史料4〕

(朱書) 庶第五七三号

鳥取県日野郡役所

十八年十二月廿四日

本郡産鉄改良ニ付、小花技長招聘ノ義云々、別紙之通、郡衙ヨリ達来候条、此段通達及候事

十八年十二月廿五日

日野郡根雨宿外拾七ヶ宿村戸長役場(朱印)

〔史料5〕

〔端裏書〕多忙中斯草御精読アラシコトヲエフ

客月廿七日付御投函之薫翰、本月八日臻着、拝展仕、如此時下寒威凜烈、尚重衣に難耐候得共、足下御清穆御動容可被成御座旨、奉欣喜候、伸者、当所鉱業改良之実視且諮聞之義ニ付而ハ、曩般御賢子御来趾相成候処、生憎技術小花士出広ニシテ、空敷帰途ニ付カレ、然ル所、御賢子広地ニ於テ同士へ遭遇之際、煉鉄改良之装置云々御伝聞付而ハ、目下之現況御了知相成度旨了承、右煉鉄構造之場所之如キハ、十二月中旬竣工ヲ告ケ、是ニ付スルノ諸器械等ハ、已ニ坂地ヨリ皆着全備、最早煉鉄着手之機会ニ際し、非常之降雪ニ罹候故ニ、用水氷結シテ車力之運転ヲ遮り、為ニ煉鉄製造之順序ヲ逃し、未タ全功之如何シラ知ル能ハスト雖トモ、不日融氷之好季ヲ得テ着手ニ至り可申候、尚御書中ニ基キ鍛工装置之模様、其佗水車之結構等御報可申上之所、其工事ニ要スル器具・切手等ハ一々是レヲ名状スルノ難キ、何ントナレハ、数個ノ器械未タ組織以前ニアリ、故不日着業之上御通報可申上候間、現業御実視ニ過ス、尤モ職工之如キハ、旧来之大

近藤喜八郎様

林 貢

(1) 〔史料5〕が出された一ヶ月前の二十七日、つまり十二月二十七日を指すと考えられる。(史料1)のことか。

〔史料6〕

余寒殊ニ劇候処、貴邸為御揃愈々御清寧奉雀躍候、随而弊舎無異送光御放神可被下候、惜、客月初旬者御繁務中芳翰ヲ廻投セラレ、御厚情不淺奉深謝候、貴鉦作業所、百端改良ヲ日月ニ進メラレ、煉鉄之方も諸機械等皆着々至リシ処、豈計ン、積雪之為御事業無抛御延之趣、及鍛工之議造運転向、未御組織前ニ罹ヲ以、追而御着業之上、

現在ヲ御示し被下候旨、鍛工職ハ従前之大工・左下兩名ヲ御使用相成、其他密ニ器械的ニ抛ルトノ趣、最モ妙術ニ可有之奉推想候、將製銃改良之成跡之好結果モ近キニアルトノ事、就テ者、特ニ御多務ニも相渉リ、黒田正暉君御來場御鍛練中之御模様、夫是ニ御内知被下難有敬承仕候、偏ニ貴銃之改良好全局ニ至ルヲ耳、伏テ是祈事御座候、此上願兼候得共、現業御実視之景況、御順報ヲ奉仰候、小花殿工委細相願置候得共、尔後厚御親報ヲ奉希望候、右御礼旁々寸楮文省如此御座候、勿々難申

二月十五日

近藤喜八郎

林 貢 様

(1)〔史料5〕を指すと思われる。

〔史料7〕

除寒劇候処、尊台無障益御勇盛御座被成、欣抔奉拜敬候、隨而弊家無異送陰乍憚御消慮可被下候、寔ニ客月下旬ハ御懇書ヲ被投、御繁用之中万々無漏御教示之段、感謝不堪難有奉存候、楮、尊地御試験場日増改良ニ進メラレ、百端御成跡好、全結も近キニ或ルトノ義、真ニ此際不撓

最早今少し止り候様被伺、偏ニ此成功ヲ祈念仕候

- 一 予テ御親約被下候当県内へ御巡回之義、実者我県庁ニも頻ト御來県ヲ相願候モ、一応実地御点検被下候得、夫レ等大ニ発覚スル処アラント欲シテ、曩ニ祈願スル処ニ御座候得共、今般御示之段、貴銃場所も御多端、殊ニ本省ヨリモ黒田正暉君御入場之由、何卒氣候宜相成候得者、特別ニ御繰合一応御臨之事奉希望候
- 一 男八郎治義ヲ御深切ニ被仰、御尊慮之通往々無為筋ニ存候処、其後彼モ東京ニ相滞、不日帰宅可仕ニ付、帰來之早々為何度志存ニ付、是亦宜敷奉願候
- 一 前款之通、雪解之上者、銃場為伺之服心之者登場仕ラセ候間、此辺可然御指揮奉願上候、頓首敬白

二月十八日

近藤喜八郎

小花冬吉 様

〔別紙切紙〕

小花君へ御返書草案火急ニて別紙之通仕候間、御高覽正
斧可被下候

二月十九日

近藤大御主君様

柳七郎

数通在中 座下

大御勉強ニヨリ如是ニ迄至リシ者、全国中鉄業ニ携ル者ノ大關係ヲ保スル処、偏ニ奏功ヲ祈テ待処ニ御座候、今廻御郵示ニ抛、尚、左之条々御依頼仕度、冀クハ追次御親報伏而奉仰候、

- 一 製鉄鍛冶場洋風水輔新工風之趣、是者従来職工ハ余程御省、大工・左下兩名耳ノ由ハ、佗器械的ニ倚ルトノコト、最必妙ニ可有之候、御成功之上、官工場一件ニ御引立之組織ナル由、就テハ、落成ノ上者、御下報可被下旨、何卒早晚御報知ヲ待、否出頭仕候テ百事相伺、装置方御教示奉願候
- 一 鍛冶屋砥滓製銃之義モ御直製御着手、経檢上御至的之場有之、愈快現場至候段、是亦奉賀候、追々御順告ヲ奉願候

一 製銃用砂鉄粘土加減鑄鉄ナルモノ御製造、好結果ヲ被得、其御説明者一月分銃業会誌ニ掲載アルベキ旨御知セ被下、未夕同誌上ニテ拜見モ不仕候得共、近日御論稿ヲ拝閱スル義ト待居申上候

- 一 砂鉄製銃方御経檢之云々奇妙ト奉存候、何様雪消早々代理ヲ以、委細何度奉存候間、宜敷御含置被下度候
- 一 貴国県令公御廻し被成テ、夫レより大蔵省工御進達之報告書写し閱見ヲ被許篤拜見、稠密之至リ、將経研真味感佩仕候、何分製銃之卒業者、御困難奉推考候得共、

〔史料8〕

〔端書〕六月十六日返状済ム

拜啓仕候、陳者尔來御無音ニ打過候得共、時下向暖之候、愈々御勇壯之義と推察奉遙賀候、扱、先般者坂地ニ而拝顔を得候へ共、御熟談も不仕、実ニ遺憾此事ニ御座候、却説、当作業場改良之義者、何時なから目覚敷進歩も無之、実ニ汗顔之至ニ御座候へ共、生も当地着以來、日夜寢食を忘る、程ニ配慮仕候而、有事ニ而昨今ニ至リ、弥々其困難を極め候得共、又他之一方ニ於テ少數改良之結果ヲ奏シ候得共、是又間接之事而已ニテ、迎モ書面上ニ而者難申上候得共、先々客月分日報者別紙之如きモノニ御座候間、鳥渡入御覽度、御閑暇之節御高覽被成下候ハ、幸甚、又該書ニ記載有之候水輔御一覽之為、御出張等之義モ御座候ハ、本月下旬頃丁度宜敷時期ニ御座候間、是又并テ申上置候、先者用迄如此御座候、早々不備

六月七日

小花冬吉

拝

近藤貴八郎様

追而

過日者兼願置候貴所製出鋼切、東京海軍省ニ於而試験之

結果報告書御恵投被成下、難有奉拜謝候

(1) この返状が何にあたるのかは不明である。

〔史料9〕

〔端裏書〕 小花氏へ書状ひかへ

愚書呈啓、寒氣之節益御盛健御座被遊奉敬祥候、随而其已来書信之御伺モ不迷失敬之段御有恕可被降候、寔ニ過般ハ二男八郎治義推參緩々相伺候趣、殊ニ御懇ニ百事御示被下候旨、同人より委細ニ申越御厚慮不殘奉感謝候、
儲、貴地工場御試検モ続々御配計、逐次御盛んニ被遊候趣、不容成大事業、御苦慮千万年疵奉推上候、御模様伺旁々代理之者為何度、過般より存念候得共、余り毎々御手煩相備候モ如何敷、態々差控志シテ空相過、遺念此事ニ御座候、俾八郎治義、先達而出京先キより申越候二者、貴地工場に於テ鍛工御装置相成候御計畫中之由、是亦實地拝観ヲ願度、最早此節者御構造被為済候哉、及総シ而貴地御況場為何度、前伸御許容御内慮御洩し被下候ハ、難有仕合奉存候、

一 兼而尊台当国ニ臨檢之義請願日夜ニ相仰キ、其念止ナル処、過般八郎治へ御内示之趣も御座候ニ付、御事業

〔史料10〕

〔端裏書〕 明治十九七月宗太郎渡願書

願書

一 此度落合鉦貴殿差出候義ハ、兼而之志願ニヨツテ義決

中敢テ請願スル恐懼之至ニ而、是レ耳落臆罷在候処、今般当県より御示之趣ニ抛レハ、去ル廿日附御県より本県へ御通牒アリシ者、鉦山課長殿より尚御照会之趣モ有之、此地渴望之場も御推考、一願御来臨之場合ニ寄、希望被応候趣奉雀躍候、特別ニ御繰合御来臨之日ヲ偏ニ奉仰候

右気候伺旁々、併セテ寸翰ヲ呈候、前伸受書御示し被為下度奉懇願候、恐懼謹言

六月廿七日

近藤 喜八郎

拝

小花技長様

親展

(1) 作成日とされる「六月廿七日」と時候文の整合性がとれない。今後検討が必要と思われる。

いたし候事ニ付、如此候上ハ、急度身分ヲ慎、小花氏之教授ニ随ヒ、専鉄業ニ従事可致、大トナク小トナク伝習之義ハ夫々書留、素より何事モ手ヲ就ケテ伝習シテ、職人ニナルノ心得ニテ勉強スヘシ、職人ハ則技手ナリ

一 小花氏ハ短慮ニシテ稠數人物ニ相見、且作業場ハ官業ニ付、滞留ヲ速ニ差免召使呉候哉否ヤハ難計候へ共、手厚ク相頼、山内へ寄留シテ、日々工業場へ出仕シテ教授ヲ受、而シテ実業ヲ見聞伝習致し度候事

一 戸長役場之寄留書ニ而も持參可致候へハ、其手続ハ仕向可申、且県より県江頼入ルとか、或ハ郡役所より郡役所江頼入ルとか、不致而者不相成と申義ナレハ、夫ハ如何様ニモ出来可申候へ共、併成丈最安シテ逗留いたし度ニ付、可相成ハ、当人之請願トシテ、宗太郎より作業場之役場当テ願書ニテモ出し、召使呉候様之運ビニ相成度候事

一 風送器ヲ以鉦ヲ吹候儀ハ、至極之事ニ相見候処、結果如何ニ候哉、我鉦所へ相用必弁ト見定メ候へハ、其入費より積算シテ、在来ノ吹方ニモ適用スヘキヤ否ヲ報道可致事

一 銃ヲ改良いたし度種々被致候へ共、好結果ニハ不為成之所、五月之開鑿ニテハ、再応吹キテ上鋼之銃ヲ得タ

リトアル、再応吹クトハ、銃ヲクタクキ在来之鉦ニテ吹キ候や、更ニ鉦ヲ設候哉、入用ノ炭少ナキヲ以テ想像スレハ、更ニ吹キヤニ可有候旨被察候、果シテ然ラハ、其釜塗方よりシテ石灰ノ交セ方吹方等具承度

但、此再製銃工廠へ差出呉候由、試檢成蹟上ハ如何や、成蹟書アレハ、写シテ相廻し候事

一 水輪之義ハ、至極之様相聞候処、専用物在候哉、ヲロシ吹よりシテ使用ニ異同ハ無之候哉、弥好結果ト見認候へハ、早々伝習致し度之所、其伝習ニハ吹子大工或ハ並之大工ニテも差向可申や、亦、使用之伝習二者、飯治や大工ニテも差向可申哉、左下ニテモ可然や、夫々見込ヲ申越候事

但、小花氏之嚙ニハ、田部氏よりハ、先達而大坂より罷下し居候器械師何某、落合へ參、水輪見分罷帰候ニ付、最早使用可致トハ申候、果して使用致し居候哉、八重滝山ニ而者相分り可申候

一 水車仕掛ニ而大鉦ヲ製シ使用ニ相成候者、五月之報ニ有之候処、最早出来済ニ相成可申、右鉦ニ而充分鉄之鍛方出来候哉、右水車ニ而鉦ヲ使用ナスハ古キ法ニテ、重キ鉦輕キ鉦ノ差少ナキ故ニ、存分ノ使用ニ適シカタクト、原田・大河平・伊藤氏之説ヲ承居ルナリ、然レトモ、式寸角・三寸角長サ五尺壹丈之品出来候へハ、夫デ不

足ナシ、費用少ナクシテ出来候へハ、此上エモナキ義ト被存候、扱亦、右様長キ鉄ヲ焼キ候者、在来之火久保ニテハ中々不容易、素より充分火ガ入兼候ニ付、鋼合モ不充分ナリ、煖炉ニシテ焼キ候時者、充分焼ケテ鋼モヨシ、随テ歩留モ大ニ可宜と存し、大河平氏之成蹟書ニテ大意ハ相分申候

一 当方之見込ハ、汽鎚ヲ据エ煖炉ヲ設置シテ、従来ノ鍛冶場ニテ胴切鉄ヲ製シ、夫ヲ煖炉ニテ焼キ汽鎚ニテ打延シ、海軍御使用之角鉄・長鉄ヲ上鋼ニ製造致し度念願之所、右両器械而已ニ七、八千円ヲ要シ候而已ナラズ、好結果ニ可相成哉否や、第一、当時鉄下直ニ而、右資本ヲ要シ候共、夫ヲ消却ナスト算当ヲ立候而ハ、鉄高直ニテ買上ニ不相成見込ニ付、右七、八千円ハ元入ト心得テ鉄之償ヒ見込不申候へハ、先ツハ御買上も可有候哉、難渋之場合ナリ、然ルニ、右器械ヲ不据付トモ、小花氏之使用相成候水車ニ而其用ヲナスナレハ、伝習シテ水車仕懸之太鎚ヲ相用申度ニ付、当今好結果ヲ得御使用ニ相成候へハ、直様伝習いたし度之所、当鉄山へ据付ハ如何ニ被存可申哉、其辺も能々見聞ニシテ報道ナスヘシ

一 鉄ヲ煖炉中ニテ鍋釜ニテトキ、鉄棒ニテ交セ、カタマリタルヲ出シテ汽鎚ニテ打延シ、順々煉鉄トナスガ極

り時々報道可致事

七月廿九日

近藤喜兵衛

近藤喜八郎

高木宗太郎様

(1) 明治二〇年四月「広島県官行鉾山落合作業場実況見聞報告」が高木によつて認められている(資料番書三三八〇)。

〔史料11〕

拝啓仕候、過日者村下ヲ以態々御書状及御贈物迄被下、度々御厚情奉深謝候、儲、過る十日附之愚書封、最早御落手之事と存候へ共、如何ニ御座候哉、村下へ御渡相成候御書面之内ニ、種々之御質問、同人江示候様御依頼謹而拝承仕候へ共、右ヶ条中何れも小生か昨年当地へ参候節より今日迄、最早一ヶ年の久敷日々勉勵致居候へ共、兼々生が修業致候而相覚候正理より而案するに、机上并ニ実地共、砂鉄より上等銑を製出スルニハ、御承知之通り随分一大難事して、僅々一兩日之内ニ、如何なる人物乎は存不申候へ共、村下杯へ陳述致候共、至極難解事共ニして、却而彼等の日間潰と相考候故、別段何も申処不有、

本手ニテ、然ル時ハ在来之鍛冶や場ハ凡テ廢止ニ相成候所、右鍋ニ而トキ候義、不容易よし兼而承居、且小花氏モ同様被申居候、併、同氏ハ此義も結果を得度ト、工風可有之ト為候

一 右鉄ヲロールト申器械ニ懸ケ引延し候へハ、則、板・鉄棒・鉄レイル、都而鉄道始船具等出来候趣ナリ、夫之器械ヲ備候へハ、廿万円モ要スルト申事ナリ、我國ニハ釜石之外ニハ無之趣ナリ

一 落合ニテモ、大鉄ヲ打延居可申と為候所、床ハ在来之マカセニ候哉、或ハ、高クいたし居候哉、東京・大坂之製造所ハ、都而舶来之床ニテ和床ヨリハ高キナルキモノナリ

一 右製鉄所之火久保ハ、煉化ニテ積上ケ高キモノナリ、鉄ヲ吹キ不申ニ付、右ニテ相済候モノト想像イタシ居候

一 千代清藏よりも人差出し居候様相聞候所、実説ナルヤ、報道ナスヘシ

一 落合村下政助方へ落付、夫より伺可申候、同人中ニテ賄ヒ呉可申哉、其辺ハ追々断合ニ可致候、三飯ニテ何錢位ニ而ハ賄ヒ可申哉、諸色下直之場所ニ而安ク賄始可致候

右之通り相心得候へ共、万々別而注意いたし可申、素よ

万一彼等へ於而諒解致候位なれば、生者元より何所も昨今迄、製鉄ニ如此き長の月日を費候様者不仕候、又色々之器械購求之事も、能々実地ニ付計算致候はすハ、迎も生二者見計相立不申、去迎貴地へ態々出張致候者、先日一寸申上置候へ共、昨今當場之有様ニ而者、何日共難申上候、兎に角、今般之御依頼者当面之義ニ無之候故、一寸着手難仕候故、此辺宜敷御推察、猶又大学之諸君へ御問合被成下候ハ、小生之申も無理とは申間敷と存候間、随分申上候も甚失礼ながら、御沈重之御取計実以願敷先者右御返事迄如此御座候、早々不備

八月十五日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎様

玉机下

(1) 〔史料12〕二三行目にある「旧村下庄八」のことと思われる。

〔史料12〕

残暑酷烈に候処、尊台益御機嫌能御座被遊奉慶賀候、隨而弊舍無異、乍憚御消息可被降候、寔ニ過般者為御動靜

伺之愚書ヲ以、使夫指上候処、客月十六日御認メ之御投書、委細ニ被仰下拝承仕候、其前十日御發之郵報御書面者今ニ相届不申、如何ト奉存候、是二者、定而御内慮之処御示し被下候義ト、日々相待候へ共、前伸之通りテ、再三恐縮存候へ共、書中ヲ以御伺申上候、實地工場陸續御厚態可被遊奉推上候、百端御繁務之御中、御教示被下奉深謝候、却説、弊生請願之一条者、予テ御示し被下候通、實地御模様振相伺、好結果拜觀ニテ後、御教篤ヲ弊地ニ移し候様、誠ニ満足之至ニ奉存候得共、眼目当今鉦業困難ニ際し、相統方之苦心之折柄故ニ、先以純良銃鉄ヲ製スル者、前如仰し、御指揮ヲ待テ然ル後之事、砂鉄ト木炭トノ冗費ヲ省カンカ為ニ、風送機ヲ裝置ヲ高キ釜ヲ塗リテ吹方ヲ仕度、已ニ雲州地方ニテ試吹致候ヲ実觀スルニ、相違ナク冗費者相省キ申候、依テ機械ヲ裝置仕候者、好結果ヲ移スノ手廻しニ相談、漸次改良ヲ仰カンカ為ニ設置仕度念慮ニ御座候、右就テ者、甚願上兼候へ共、實地御模様寄、成ル丈ケ御繰合被為下候テ、一応當国御臨来ヲ仰度、機械裝置之場所ヲモ御檢査被下度、專一機械適否及購求度・注文之云々トモ、万々御指揮ヲ仰願仕度、最早白露之候モ近寄、炬ヲ吹最上ノ氣候、間隙ニ付、旁々氣促ニ被存候、右等之精心ニ付、単ニ特別ノ御配慮被為唾候様、依而奉懇願候、過般旧村下庄八ナル

ヲ煩シ候而已ならず、數回之照会等も御座候而、卒ニ先頃万不得已る次第、右者、岡山県之依頼心シ、鉦山局之承諾ヲ經テ、御書面中之如キ県告ヲ被發事故、今更以テ実致方無之義ニ付、其辺宜敷御了知可成歟、岡山県之動勢を御推察、後日又々御高示之如キ願書御差出被成候方、可然と奉存候、小生も元より鉄山之義ニ候故、可相成者貴君之洗採丈ナリ共許可相成候様致度取計掛候得共、何分ニも承諾済之事故、今更以何共致方無之、実ニ残念千万ニ奉存候、広島県下之砂鉄掘採スラ、尚同県より内務省へ上申シテ、廢業サセントシテ、目下其現場取調之為、杉村次郎鉦山局ヨリ同県下へ出張致居候位之事ニ御座候間、岡山県下ニ而砂鉄掘採者、中々以六ヶ敷義ニ御座候

○ 昨今小生者広島県官行鉄山之義ニ付上申之為、去ル九月下旬より上京、今以御用済ニ不相成、日々奔走御用ニ從事罷在候、当地ニ而可足御用御座候ハ、決而無御心配も御申越被下度、小生者尚半ヶ月間位者当地ニ滞在仕居候間、右様御承知被下度、落合へ御遣被成候高木ニも、其後生者留守にて宜敷申遣候得共、其後御越被成候哉、該所二者尔来別ニ新法も無御座候、加フルに只今野生之目論見中ニ有之候事之決着迄者、別段是迄之通ニ致置候積故、御滞在之功も無之哉と奉存候、先者右貴酬迄、上

者ヲ指上候モ、先般推參義有之、且ツ其後工場之御様子ト專一ニ御來臨之事願度候ニ付、御模様拜聴之為ニ愚書ヲ以御伺申上候間、宜敷御採捨、何卒請願上御採納可被下候、尚、當国御來臨之義者、此条如何様ニ御運ヒ申上候ハ、都合宜敷哉も、恐縮多ク御座候へ共、御示し被下度、併奉願上候、右之為、確信ヲ以御伺申上候、頓首頓首、恐懼謹白

九月三日

近藤喜八郎

小花小技長殿

座下

(1)〔史料11〕を指すと思われる。

〔史料13〕

花墨拝読仕候、其後も御無音ニ打過候得共、貴君愈御安康之由大賀此事ニ御座候、小生義も無異罷在候間、乍外御休神可被下候、扱、先日者實地砂鉄洗採云々、縷々御申越相成候、逐一拜見、実ニ容易ならざる事ニ御座候故、鉦山局へ參り、伊藤局長ニも面会、右貴君之御書面ニ依り、種々面語致候処、右岡山県下之事者度々本局之手数

京之御被知旁如此ニ御座候、早々不備

十一月十七日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎様

〔史料14〕

追々向寒之候ニ候得共、貴家皆々様愈御安康之由奉賀候、二ニ野生義も、御用未相済、今以滞京罷在候、右御用ニ付、其後度々鉦山局へ出頭、先日貴君より縷々御申越之一条ニ付、尚詳細彼県告之義取調候処、該局ニ於而も、元より鉦山保護之点ヨリ、貴山而已ならず、凡テ鉦業者可成的自由ニ營業為致目的なれ共、岡山県より、河身修繕之間丈、砂鉄洗採之業見合度申出ニ付、該局ニ於ても、尤之義と被察候ニ付、該事業終結ニ至迄見合之積ニ而、御許可相成候訳ニ而、彼県告書中詮議之次第トアルハ、即チ河身修繕之意味ニシテ、加フルニ、当分之内ト有之候故、鉦山局ニ於ても、其内右河身改築ハ何時頃可相済哉、同県へ及掛合候筈故、將又、該局より当今広島県下砂鉄山之義ニ付、岡山県より之上申ニ付、該両県へ杉村技師派出ニ相成居候得者、同氏帰京之上、該県下之砂鉄

事業者旧に復ス可キ見込ニ有之候間、先々其心組ニテ該
県下ニ關係ナキ部分ニ於テ而已御洗採之方宜敷、いつれ
来年ニも相成候ハ、御都合宜敷様可相成と推察仕候間、
右御通知申上候、先ハ要用而已如此御座候、早々不二
十一月廿三日

小花冬吉

近藤貴八郎様

拝

追而

去ル十七日之愚書、最早御落手ニ相成候哉、否

〔史料15〕

拜見致候、陳者杉村技師云々御申越ノ趣了承、同氏義ニ
は、去ル十五日備後国ぬか郷川島村ニ於テ生出会シ、夫
より同行ニテ、昨十九日着岡致候、就而は、明廿一日同
行ニテ津山泊り、夫より西久米郡羽山村検査済、新庄村
ニ罷被越答、右御了承相成度、此段御通知及候也

十二月廿日

忠照

窪田柳吉様

ニ漁塩ノ利ナク、山僻ノ国ニ採鉞牧畜ノ利ナクンバ、住
民夫レ何ヲ以テ其生計ヲ遂ケルヲ得ンヤ、是ヲ以テ、沃
土ノ民カ農業ヲ以テ生計ヲ営ムモ、山僻ノ地ニ住スル民
カ鉞業牧畜ヲ以テ生計ヲ営ムモ、其利同クシテ其産業ノ
異ナルハ、土地ノ形勢ノ然ラシムル所ニ由ルナリ、然ル
ニ、農業ヲ為ス人民カ鉞業ヲ妨ケ、或ハ牧畜ヲ業トスル
モノカ漁塩ノ利ヲ損スルアラハ、是レ則チ、一国ノ産物
絶減スルノミナラス、人為ヲ以テ天物ヲ妄殄シテ、他人
ノ生計ヲ左右スルモノト謂フヘシ、是レ果シテ天理人道
ニ合スル所為ト為スヲ得ヘキカ、若シ、砂鉄採取ヲ為サ
スシテ自ラ土砂流出スルコト、彼ノ近江国湖水近傍及ヒ
大井川或ハ湊川ノ如クナラシメハ、将タ何ニ向テ苦情ヲ
訴ヘ、故障ヲ述ムルヲ得ンヤ、尚ホ山僻ノ地ニ積雪ノ多
キヲ憂ヒ、之レヲ訴フル所ナキカ如シ、然ルニ備前国人
ハ、今ヤ美作ノ採鉞ハ河水ヲ淤濁スト云フヲ以テ、之ニ
故障ヲ容シ、殊ニ岡山県ハ鉄山稼ハ山林ヲ乱伐シテ早魃
ノ媒介ヲ為シ、砂鉄ヲ洗濯シテ水源ヲ淤濁シ、人畜ノ飯
料水ヲ汚穢シテ衛生ヲ害シ、且ツ洪水アル毎ニ土砂流出
シテ河底ヲ埋メ、堤防ヲ破壊スト云フヲ以テ、本省経伺
ノ上、当分ノ内、採鉄増加ヲ許可セラレサル旨告旨セラ
レタリ、是ニ就キテ、決シテ駁撃ヲ加フルアラサレトモ、
其見ル所大ニ齟齬スルモノアルヲ以テ、聊カ之ニ弁シテ、

二白、同氏者自由舎ニ滞宿ニ候得共、今夕者県知事ノ振
舞ニ而後楽園ニ被參、留守中ニ有之候、如右申添候也

〔1〕封筒には「植原忠照」とあるが、いかなる人物か不明。

〔史料16〕

〔貼紙〕此具状書者、十九年十二月廿一日岡山ニテ、杉村次郎
君、山・広・岡ノ三県下諸鉞山及砂鉄採取場巡検之
節、出張先キエ提出シテ、宜シクハ御同氏入掌アリ

岡山県下濁水ノ苦情ハ、今ニ始マリタルニアラス、聞ク
古来此論アリシト、去レトモ、其為メニ採鉞ヲ妨害スル
ニ至リタルハ、未タ曾テ知サル所ニシテ、実ニ空前絶後
ノ一珍事ト謂フヘシ、是ニ於テ、退テ之レヲ熟考スルニ、
此事タル、道理ニ背馳スル所ナキヲ得ン歟、何トナレバ、
岡山県下諸川ノ美作ニ発源シテ、下流ノ針路ヲ備前ニ取
ル者ハ、天然ノ地勢ノ然ラシム所ニシテ、随テ、其国土
地ニ相応ノ産物ヲ殖スルハ、是亦造化ノ然ラシムル処ナ
リ、故ニ、山間ノ地ニ採鉞牧畜ノ利アルハ、猶ホ沿海ノ
国ニ漁塩ノ利アリ、沃野多キノ国ニ穀物ノ産スルカ如シ、
若シ、之ニ反シテ、平坦ノ地ニ穀物ヲ産セス、沿海ノ地

閣下御参考ノ一材料ニ供シ、併セテ英断ヲ仰カントス、
凡ソ、事一利アレハ一害之ニ伴フハ、理数ノ免レサル所
ニシテ、利益ヲ偏有スルモノハ、世間始ト有ルコト鮮シ、
若シ、消極ニ走リテ、其害ノミヲ擧ケ、其利ヲ計ラサレ
ハ、天下ノ事業悉之ヲ廢セサルベカラズ、故ニ採鉞ノ業
モ亦タ全ク有利無害トノミ断言スヘカラス、然リト雖モ、
害ニ大小アリ、事ニ輕重アリ、故ニ事物ノ全体ヲ洞見シ
テ、利害ノ小大輕重ヲ計較シ、其可否取捨ヲ決セサルヘ
カラズ、彼ノ山林乱伐シテ早魃ヲ来タスト云フハ、反対
論者屈竟ノ城壁ナリ、固ヨリ机上議論ニテハ金城湯池ト
モ云フヘキモ、實地ニ就キテ之ヲ査スルトキハ、斯ノ如
キノ広大ナラズシテ、却テ反対ノ実跡アルヲ見ルベシ、
何トナレバ、美作国ノ如キハ、一円山又山ニシテ、僅カ
ニ一、二山脈ノ瘠土不用ノ地ニ生スタル樹木ヲ伐採シテ
薪炭ニ供タリトテ、決シテ早魃等ニ影響ヲ及ホスナクシ
テ、一モ其害ヲ見サルナリ、畜ニ害ナキノミナラス、却
テ益アリ、他ナシ、斯ノ如キ近寒ノ山地ニテハ、多少伐
木セサレハ、潤水清冷ニシテ植物生育上宜カラサル故ナ
リ、又、巖石土砂ヲ流出シテ、出水ノ際大害アリト云フ
ハ、是又、實地ヲ察知セサル空論ノミ、何トナレハ、本
年ノ如キ非常ノ洪水ニ当リテモ、多ク其土砂巖石ヲ流出
セシハ、必ス他ノ幹支川ニシテ、彼ノ砂鉄ヲ採取スルノ

地ハ、只尋常一般ノ出水ノミ、勿論細流ノ水利ニ頼リテ以テ砂鉄ヲ洗採スルニ過キサレバ、其流出ノ少キモ、亦宜ナリ、是等ハ現場ヲ一見セラルレハ、昭々タリ、其他総テ其害ヲ挙ケテ其利ヲ計ラズ、徒ラス極端ニ走リテ事ヲ広大ニシ、故障ノ口実ヲ製造スルニ止マルノミ、之ニ反シテ、其ノ得ル所ノ利益ニ至リテハ、実ニ広大無窮、三尺ノ童子ト雖モ能ク知ル所ナリ、故ニ、苟モ一國ノ經濟ヲ計リテ、意ヲ公利公益ニ注キ、輸出入ノ權衡ヲ輕視セサルモノハ、必ス一己ノ小利害ヲ顧慮シテ國益ヲ妨クヘカラサルナリ、殊ニ、砂鉄ヲ産出スルハ、全国中僅々山陰陽數國ノ山脈ニ過キス、豈ニ天然特有ノ産物ニアスヤ、且ツ多少濁水ヲ出ス代リニハ、流末ノ地ニ開墾ノ耕地ヲ得ルノ利アルコトヲ、亦記憶セサルヘカラサルナリ、夫レ美作國ノ採鉞タルヤ、古來固有ノ産物ナルコトハ、神龜五年ノ聖詔ニモ、大庭・真嶋二郡ノ庸米ヲ免シ、綿鉄ニ易フトアリ○

〔貼紙〕○且ツ曩キニ北條県タリシトキモ、國益ヲ妨害スヘカラサル様ト左ノ趣達セラレタル、以テ見ルヘシ、況ンヤ該故障ヲ唱フルモ僅ニ二、三ノ主唱者アリテ、他ハ之レニ雷同シ、或ハ反対スルモノアリト謂ニ於テヤヤ附シテ陳ル、山陰陽兩道ノ内ニテ、四県下之數國ナリ、苦情ヲ唱フルハ、岡山県下備前國ノミ、出鉞製鍊ニ係ル

ル所ナリト雖モ、猶ホ黙スルニ忍ヒサルモアリ、依テ、不敬ヲ不顧、聊カ卑哀ヲ吐露シ、閣下ノ垂覽ヲ煩サントス、伏而冀クハ採納アラシコトヲ
右謹而奉聞申候也

明治十九年十二月

近藤喜八郎 印

〔史料17〕

御書面拝見、陳ハ砂鉄場之義、岡山県ニ於テ、当今ノ場処ヲ転シ他へ更ニ移ルヲ禁スルヲ止メ、取締法ヲ設ケテ、採取跡ニ苗木植付、又ハ休業廢業跡ハ石垣其他ノ手當ヲ為して、土砂ノ流失ヲ防クコトニ致候筈ニ、内務技師トモ相談ヲ相整候、十分砂鉄營業者ノ便利ヲ圖リ候様致候積リニテ、結局、其方法ハ鳥根・鳥取・広島・岡山共ニ同一様ノ法ニテ取締相付候筈ニ致度積リニ御座候間、幾分ノ御便利ヲ増シ可申候、余ハ窪田氏へ申含メ置候條、御聞取有之度候、右迄、早々

十二月廿一日

近藤喜八郎様

杉邨次郎

坐下

鉄鋼ハ、全国中必用ノ品ナリ、全国有用ノ品ヲ一國ノ苦情ニ換エテ産業束縛ニ罹ルハ、理ニ於テアル間敷、若シ、斯ノ如クシテ外三県下へ破及セハ、皇国内ノ鉄業消滅ノ前兆ヲ端初スルノ道理ニテ、之レ等ハ特ニ御説明被為在、全国便益人民ノ失望ナキ平穩公明ノ御取分ヲ仰度耳、
鉄山稼ノ義ハ、國中廉立産業ニテ、世間必用ノ物品ニ候ヘハ、追々盛大ニ為取開度御趣意ノ処、濁水故障等彼是旧弊モ有之、畢竟自己ノ勝手ノミ申立、世間融通ヲ妨ケ候筋ニモ相当、当今ノ形勢別テ不都合ノ事ニ付、自今右様ノ故障不申立、互ニ國産ノ盛大ニ相成候ヲ心掛可申候、就テハ、鉄山稼志願者ハ、速ニ御許可可相成候條、此段為心得相達置候事

明治十九年
壬申六月廿三日

北條県

右御達シモアリ、旧官林等士族就産目的トシテ、鉄山營業者へ御払下ケ相成、専鉞業従事セシ処、豈圖、今回ノ告示ニテハ、追次廢業ニ至ラントスルニ他ナシ、夫是御洞察アラシコトヲ伏シテ乞フニ
彼是理否ノ判スル所、利害ノ係ル所、此ノ如ナルヲ以テ、聰明ナル我

中央政府ハ、建國ノ体制及ヒ国民生計ノ道ヲ考量參酌セラレテ、宜シク適當ノ処置アラシコトハ、確信シテ疑サ

〔史料18〕

拜啓、陳者拙者義、來廿日頃二者落合へ入山可仕候間、右一寸御通知申上置候也

十二月廿一日

東京ニテ 小花冬吉

〔史料19〕

別紙聴取書ヲ写シテ御一見ニ供ス、
實ニ杉村君ノ云々通、実地ヲ見スハ施行難出来事ナレトモ、此修業タル我国ノ姑息眼カラ觀ル時ハ、(アマダヨリ足ヲロス)様ニアツテ、心中ノ憶測容易ニ發行成難示シ、口實ニ改良々ト申耳ニテハ、到底何モ行ヒハ付不申、百端改良進歩ノ世中ニ、世間第一有用品ノ鉄鋼ト誇リ居候モ、詰リ良品ヲ仕出ス事ニ至ラステハ、洋品ノ為ニ衰微スルハ如見ルカ、謂所遠キ慮リナキ時ハ、必近キ憂アリト云フカ如シ、則山中鉄産ノアル國ニ生レナカラ、此業ニ進歩ヲ与ヘサルハ、遺憾至極ナリ、何卒、漸次ニシテモ改良ニ赴シテ度、乍去一己人ノ亦発ル不能候処ナルカ、茲ニおゝて広島・鳥根・鳥取三県下ノ稼人ヨリシテ発ルカ、或ハ三県庁ヨリ官ノ直轄ニ発ルカ、費用募リ、真ノ改良場及技師ノ設ケ施シ、寔ノ産業隆盛ニ至リ候様、

上申方ハ御座有リ聞敷哉、

備中辺モ確カニ鉄ノ仕出し少ク、石州モ雲州モ同様ニ可有之、今年者少し勢ひを、出来可申様ニ相見申候、是等ニ付御賢慮アルコトモ、時々可有御座、近年衰力ヲ少しハ灰(恢)復スル期モ至ルヘシト、是折処ナリ右舒愚意之一点ヲ謹テ陳呈スル耳
一月二日

窪田柳七郎
掃拜

御閑間之節、御一見ヲ乞^{〔1〕}

(1)「書簡集」では、この後さらに「改良方法ニ付、別紙質問書ニ対し答ヘアリ」(後略)と続くが、この「質問書」は原文書の書簡ニ七通の中には含まれていない。

〔史料20〕

先回者、岡山表へ代理窪田柳七郎差出為何候処、百端御懇ニ御示し被降候趣逐一拜承、御厚意之段奉鳴謝候、將來尚鉱業上御保護被下度、伏而望願仕候、随而左之件ニ伺上度、毎々御高慮ヲ煩シメ恐懼之至、宜敷御採納可被下候

一 岡山県下採取一条者、取締方法ヲ御示し相成、採取者

嘗ヲ得候様被為成下度、価者一際相働、可成廉価ヲ主トシテ売弘メ申度志存ニ御座候、可然奉願上候
一月一日

杉村 様

喜八郎

〔史料21〕
其後モ御紙面被投奉謝候、○風車ハ大坂ノ大谷頼太郎ニ滞阪中申聞候ノ処、据付テ効能ノアル迄、代金ニハ不及候間、砂鉄ノ為メニ効ヲ奏スレハ、広ク有之候間、自分モ勉強シテヤリテ見タリシトノ事ニ御座候間、必ス一基ハ御試シノ為メ御据付可然ト被存候、田部長右衛門、試験ノ結果御聞ノ事ト奉存候、○砂鉄業ニハ、学者ニ尋ルトモ、皆素人ニテ、貴君等カ実地ニ明ルキ丈ケ黒人ト申方可然、他人ヲ頼マンヨリハ、御自分ニ嫡子ニテモアレハ、其學術ヲ研究セシムルヲ上策トス、彼は無駄ナル事スルヨリハ、急ケハ廻レノ譬ノ通りニテ、仏国等ニ遣スヘシ、以テ永遠ノ策ヲ立ツヘシ、仏国ノ坑法中、砂鉄ノ章ヲ訳候故、御参考ニ巻冊指上候、而シテ此項ニ、砂鉄ノ業ハ維持改良スヘシト申題ニテ、鉱業誌ニ論文ヲ載セ度候間、何ナリトモ、沿革・産高等、右ニ用ヲ為ス様

充分營業致候様御内示之趣、該県之処者安懷之至リ、鉱業上ニ満足ヲ与ヘラレ、一同難有仕合、而シテ取締方法者、流し跡、休業・廃業トモ苗木植付其他之方法ニシテ、四県下同一之取締方御示命可被為在旨敬承仕候、先日モ代理ヨリ上申仕候由、此方法者寛ニシテ台体ニ能締り相立候様相成度、広島・鳥取・鳥根県下ニおゐてハ、濁水故障等曾テ無之、取締方嚴則ナレハ、夫レガ為却テ困却ヲ来スコトナキニアラス、此辺御洞察被為在、束縛ニ至サル方法ヲ奉希望候

一 改良方云々付、御用繁ナル御巡回ヲモ不顧數箇御伺申上候処、是亦夫々御示し被下候趣敬承、難有奉存候、何れ改良ニ就テハ、是非御尊慮蒙リ漸次改進ニ赴シメ度、一途ニ往々、追々実地ノ模様ト愚意ヲ上申仕度候間、將來別而御教示奉仰候

一 本年之御洋行被遊候哉、其亦鳥根県エも御巡視被遊候哉ノ旨御内示之趣、何卒其節ハ当地御通行被下候テ、実地ニ御巡覽被下度、誠ニ好機会ト奉存上候、先般者真庭地方エ御臨檢ト奉存候へ共、御帰省ノ御急キ被遊候旨遺憾仕候
一 諸鉱山用棒鉄其他目下使用向多ニ付、其便利ナルヲ日本鉱業会日誌エ御広告被下旨、御厚志千万奉謝上候、何卒、御会中ヨリモ一入御賞賛被為下テ、鉄鋼トモ名

ナル書類、御手元其他御知人ノ手ニ御座候ハ、早々御送附御貸渡し被下度奉願上候、○鑿錐等ノ地鉄ヲ廣告スルニ、代価ヲ御記載通り指出し候、書付ヲ御添削ノ上、御廻し被下度候、右迄申上度、如此ニ御座候、勿々
一月廿一日^{〔1〕}

杉村次郎

近藤喜八郎様

机下

(※) 鉱山用鑿錐地鉄売捌図面省略

〔地鉄広告の草稿〕

我邦中国ノ製鉄ハ、純良ナル磁鉄質ノ鉄ヲ以テ木炭ヲ用ヒ製煉スル処ニシテ、彼外国産ノ雜質鉄ニ石炭ヲ以テ製煉スルモノノ比ニ非ラサルハ、常ニ坑夫等カ自ラ我邦ノ鉄ヲ使ヒ宜シトシテ好ム所以ナリ、然ルニ、外国製ナル者ハ、常ニ所好ノ形式ヲ以テ販売セラルモノナルカ故ニ、坑業人諸君モ、終ニ外産ノ棒鉄^{ポール}ヲ用ヒラル、所以ナリ、茲ニ於テ、弊舗ニ於テハ、初メヨリ用ユヘキ形式ニ作り、彼棒鉄ニ比スルノ売価ヲ以テ、坑業家諸君ノ御便利ヲ図ラント欲ス、何卒、我産品ノ利ヲ棄ツルコトナクシテ御仕用アランコトヲ、千祈々々
但し、各鉱山より直々御注文被下候て、可成廉価ニ致し、且、百

円以上ハ何割引ノ価ヲ以テ差上可申候

伯州 近藤
大坂 同店

〔貼紙〕此端書草稿者、杉邸氏發意ニシテ、目今全国中諸鉱山ニお
ゐて棒鉄其他鑿錐地業ノ使用巨多ニシテ夥敷、ヨツテ日本
工業会ヨリ之レヲ賛成、輔勢シテ販路ヲ開クベシトテ、此
書面ノ意ニシテ、尚、俗ニ解易キヲ要シ、廿年一月・二月
ノ廣告ニ出サンコトヲ教示セラレシコトナリ、是レハ、主
意ヲ談話ノ間ニおゐて、氏ノ意味云々シテアツテ渡サレタ
ルナリ

〔1〕封筒裏面には「二月廿八日」とあり、これが投函日と思われる。

〔史料22〕

春寒強候処、益御盛健御座被遊奉欣抔候、隨而蛙居無異
送光、乍憚御消慮可被降候、陳ハ、客月廿八日御発之芳
翰拜誦、百方御懇篤ナル御教示紙毫ニ難尽、奉鳴謝候、
楮、御滞阪中、大谷頼太郎へ御示し被下候品機械据付、
同人之志存感心之事御座候、何卒、御手続ニ甘シ早々試
度、是より計画可仕候、田辺長右衛門氏モ、未タ好結果

し出ル品ニ寄厚薄有之候ニ付、先以、鉄地何貫メ目ニ
付何程ト一通リ記載置候間、余者其品ニ寄尚々相働
キ整理可仕候間、此辺御合可然御記載方可被成下度候
一 鑿錐通常鉄地極美何貫メ目ニ付、代価大坂ニテ鑿地者
四六拾錢、錐地巻円五拾錢、余者、御注文之品ニ随ひ、
可成廉価ニ整調差上可申上候事

右鉄地御廣告之義者、至急願度ト存居候処、返テ御沙
汰ヲ蒙リ難有次第、何卒至急御廣告被成下度、各地方
之注文ニ随ひ、尚現品注意可仕候、猶亦、鋼モ入用丈
ケ者、可成良品ヲ製出可仕候ニ付、御廣告ニ御加ヘ可
被下候

一 鉄業沿革之義者、御高鑿之通目下其方向ヲ何レニ附セ
ントスヤ、改良適否ト此遲速ト二倚り、是レカ改良目
途弥相立チナハ、再度鉱業モ幸福ヲ得ヘシ、沿革見込
之方法者筆毫ニ尽得ス、予テ御高慮ヲ煩シ居レルカ如
シ、然レトモ、官庁ノ御保護ト人民之關達スルヲ以改
良維持ニ赴カシメサレハ、貴重ノ天産ヲ抛棄スルニ外
ナラス、就中、産高之如キハ、目下之通衰類ニ際シテ
ハ製産高僅々タルナルヘシ、行業ノ盛ナルニ際シテハ、
又數フヘからず、先以、四県下ノ内ニテモ、芸備兩國
者、小花君ノ整調ニテ会誌ニ登記サレタルヘシ、是レ
モ盛ナル時ハ一層ヲ信スヘシ、我伯耆六郡ハ一円産鉄

ニモ無之候へ共、追次宜方ニ承及居申候、何様旧慣之事
二者種々工風仕候モ、真ノ改良ニ疎ク、日夜ニ苦心仕候、
何ニシテモ鉄業ノ結果ヲ奏スルハ、尊台方之御高論ヲ仰
キ、慣行之形ヲ改、度々具状し、以テ其適度ノ御斟酌御
教示ニ他ナシト念慮罷在候、尚、此上御賢量奉仰候仏国
砂鉄ノ訳書拔萃御投し被下奉鳴謝候、彼地方モ採取ノ事
二者、随分困難場有之候様カト想像仕候、何分ニモ、彼
我之間宜敷接注良法ヲ御見出し被下度候、〔貼紙〕砂鉄採
取之業、以前之通、無差故障營業相成候様、岡山県下之
儀、偏ニ御蔭之程奉願上候

一 砂鉄業將來維持改良之御文題、鉱業会誌御登載之思召
ニ付、沿革方及産出高今ニ要用ナル書類モ有之候て、
自他トモ詮義し呈送候様敬承仕候、差向御参考ニ可供
程之書類モ無之候へとも、左之通愚意ヲ陳呈仕候、尚
近々可申上〔貼紙〕候処、新聞上ニテ洩読候へハ、
近々関西鉾山御巡視被遊候旨、旧臘窪田柳七郎より被
仰聞、新聞候通リ出雲地方へまで御越被遊候へハ、尊
顔ヲ拝シ、〔貼紙〕改良及万々御伺申上度存候

一 鑿錐等鉄地ヲ御廣告被下候処、代価夫々記載并ニ過日
御下照被下候御明案書とも進呈候様、別紙御草稿を写
し返呈仕候、尚、鉄地代価之処モ、其品ニ寄、多少高
下モ有之様被存候、台体相働キ、可成廉価ニ可仕注文

ノ地ナリ、出雲国四郡、石州モ一円、備中国三郡、美
作国與一円、右之国二者産鉄原線昔古ヨリ尽ル事ナク、
実ニ無尺造ナリ、鉄鋼之売販盛ニナレハ、隨テ炉場ヲ
幾箇所モ増シ、煉鉄ノ鍛冶場モ隨テ増値スルモ、砂鉄
ノ尽タルコトナシ、亦、木炭モ無尺造ニシテ輪伐シ、各山
夫々年間ニ再ヒ生木シテ、更ニ木種ノ尽ルコトヲ不知、
玆以テ推想スルニ、其産高之如キモ、盛ト衰トニヨリ
テ同一ナラス、盛ナル時ハ、亦數フヘカラス、然リト
雖、炉巻ヶ所ニ応分何程之製産ト申事ハ概目ニ有之、
是レヲ統一ニスルニ、各県之統計実地ニ就キ調査セハ
容易ナルヘシ、畜ニ山間ナレハ、砂鉄木炭トモ運搬不
便ニシテ、巻ヶ所ニおゐて大仕掛ノ鑄鉄炉等ヲ設ケント
欲スルノ地ハ稀ナルヘシ、是等近々改良ニ至テ百搬便利
方ヲ得度事ナリ

但し、右ニ云フ四県下ノ砂鉄業ハ、盛ニ是レヲ行ヘ
ハ、尽スシテ、巨額ノ産高ト云テ可ナリトス

〔1〕〔史料21〕を指すと思われる。

〔史料23〕

乱筆御面可被下候

拜啓仕候、陳者極寒之候、貴下愈御安清之由大賀此事二候、扱、先日ハ花墨御惠投被成下候処、其節折悪、小生者出広以前二而大ニ多忙、其故彼是取紛御返事も不仕実ニ申訳無之次第、偏ニ御宥免奉希候、却説、其後製銃之義ニ付、不相変日夜大勉強仕居候へ共、今日之処ニ而者、先日実地御覽之為御入山被成下候節よりハ少々ニ宜敷方ニ者候得共、未卒業之場所とは難申、実ニ明暮大ニ苦心罷在候処ニ御座候も、又、昨今者製銃之方も改良ニ着手致、右鍛冶場も不日ニシテ落成可致筈ニ御座候間、弥々実行之日ニ至り候へ者、御報知可仕ニ付、其節ハ又之乍御足勞御入山之義奉願候、此度之鍛冶場に者、旧来之如く鑪ヲ廢シ西洋風之水鑪を相用ひ候ニ付、是又新工風ニ御座候間、弥々奏功之上ハ当県官行之鍛冶場者断然悉皆右之水鑪ニ仕替候積ニ御座候、右者先日試験之節、折宜く田辺の雇人刀根ト申人来居候而、右一覽之際大ニ驚入候様子ニ而、帰山之上ハ直ニ右鑪を可相用と申居候、右者吹差及旧鑪の如ク修繕を要せず、極て輕便之者ニ御座候、貴下御一覽あらは直ニ御了解可相成物品ニ御座候へ共、説明ニ至りて者例之様、却而六ヶ敷義と相心覚候

右之外製銃用之砂鉄を用ひて粘柔鑄鉄ナルモノヲ製造仕候処、殊之外好結果を奏候ニ付、該説明ハ鉱業会誌へ掲

先者右荒増申上度、貴酬旁如此御座候、早々頓首

一月廿九日

小花冬吉

拝

近藤喜八郎様

玉机下

二白

去秋小生出広之際に、勝瀬君態々御来訪被成下候ニ付、其節小生と共ニ直々再ひ当山へ御越被成候而者如何と相伺候処、先此度ハ見合との御事、生熟考仕候ニ後日生が貴地へ罷出候節杯ニ、若シ貴家之御内ニ而當場之様子荒増御了承相成居候ハ、大ニ都合も宜敷と存居候へ共、其節是非共御入来とも難申上候ニ付、黙止居候へ共、実者勝瀬君之当地ニ暫事ナリ共、御滞在実地御見分コソ可然と奉存候間、是又鳥渡申上置候

再拜

〔史料24〕

〔書簡表書〕 近藤様 柳七郎 拝

昨日御示之小花君へ御送書、別紙色々相認申上候分御一見、尚御削除可被下候ハ、却送可申候、到底其真味者

載可致、多分本月之分ニ登録可相成哉と存候間、是又別ニ記載不仕

鍛冶屋紙糞より製銃之義者、別紙報告書ニ云々記載御座候へ共、其後製銃断念致も不本意ニ付、此度者石灰石之小塊を用ひ吹試候処、案外此度ハ凡式拾四時間程も打続き炉内大ニ景氣宜敷候処、出銃之際少敷仕様、終ニ其功ニテ事相果候へ共、部留り如きハ九割程ニテ大ニ愈快を覚候、右之節倍焼鉄滓（此含有鉄五割）百貫目ニ付製出銃四拾五貫目、即右含有量者九割迄を銃鉄ニ吹果候ニ付、此分丈ハ大ニ宜敷義と打喜ひ候事ニ御座候

別紙ハ先日小生より県令へ差出候モノニテ、右を又県令より大蔵省へ差向と相成候モノニ御座候、御寸暇之節御一覽被成下候ハ、幸甚之義ニ御座候、右之外尚申上度事、実ニ当製鉄上困難之數程御座候へ共、兎角紙筆ニ難記事共故、後日拝顔之上万々可申演と存候、兼而去歲御入込之節、貴地へ実地点檢之為參上可仕由、予め御約束仕置候処、當場之仕事も殊之外多忙ニテ、既ニ昨今ハ小生之外ニ猶言人先日東京より助手として来居候位之場合故、如此延引仕候へ共、右者決而生之優墮ニ無御座候間、何卒不惡御思召被下度伏而奉願上候

實地ハ他人御指出し候其ヲ者難及ト存被下候、先以如此御儀小林ト申旧手代工別紙ヲ送候、尚同氏より通知ヲ請度存候、是分御覽し被下度候、敬白

廿七日

〔1〕〔史料3〕を指すと思われる。ここでも林貢を「小林」と誤認識している。

〔史料25〕

〔端裏書〕二十年二月十五日 小花氏へ差出ス書翰控

御法

然者岡山県下砂鉄採取場之儀、段々蒙御配計候処、旧臘杉村氏御巡回実地之上、御見分ニ相成、其節私所勞ニ而不得伺、代理窪田柳七郎差出し、事情開伸仕候処、尤ニ御承知被下、御帰省之上ハ広・岡・嶋・鳥四県下同一之取締方法御定相成、採取ニ便利ヲ得候様致し度との内意ヲ承、聊安心本省之御沙汰而已相備居候儀御座候、前条ハ入へ置被為下、乍此上急度御周旋被成下度奉願上候、杉村君関西鉦山巡視とシテ近々御出立ニ相成候様、新聞ニテ洩誦仕候、御面会申被遊候へハ、猶急度奉願上候

一 落合鉦改良之儀、御配慮被遊候処、先般ハ銃能漏候趣、
黒田君より御報知ヲ忝シ御慶仕候、煉鉄之製造方等

近藤大御主人様

座下

追々好結果ヲ可被為得と奉遥察候、御模様御洩被下候
へハ、難有仕合奉存候、右之段以賤翰御伺申上度如此
御座候、頓首

(1) 本書簡のみでは、一連の製鉄改良に関する書簡との関係性は
見出せない。

二月十七日

近藤喜八郎

小花冬吉殿

[史料26^①]

昨夜者失敬仕候、今朝者疾拜伺可仕候処、出浮筋目夫々
書附ニテ御一見ニ供し度、手控より清書中、西ノ方より
来人も有之旁々余り遅延ニ付、原書文ケ御一覽ニ供し申
上候、余者拝面御対可申上候

一 高輪言附えも三月中之事ナリ、杉杯ト坂ニ而同シ、新
庄村・余古村々より達スル言附スル見込ナルヨシ存
候、是モへへ委しく口上ニ可申上候
一片山氏内談も申上度外々御内伺之件、小生も明日御伺
可申上候、右拝呈

十一月廿七日

柳七郎